

各 保 険 薬 局 御 中

仙台市長 奥 山 恵 美 子  
(公 印 省 略)

仙台市国民健康保険及び後期高齢者医療における  
一部負担金の免除期間延長等について（お知らせ）

本市の保健福祉事業につきましては、日頃よりご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、仙台市においては、一部負担金の免除期間を延長することといたしました。

「一部負担金免除証明書」（以下「免除証明書」）につきましては、下記のとおりお取り扱いください。

皆様方には、制度の周知など円滑な実施に向けご協力をよろしくお願い申し上げます。

記

- **国民健康保険、後期高齢者医療の一部負担金の免除期間を「平成25年3月31日」まで延長します。**
- **これまで免除の対象となっている方には、有効期限が平成24年10月以降となる「免除証明書」を9月下旬にお送りしています。**
- **平成24年10月以降は、有効期限内の「免除証明書」を医療機関等に提示することになりますので、有効期限をご確認のうえ、従前と同じ取扱いをしていただきますようお願いいたします。**
- **東京電力福島原発による警戒区域等から国民健康保険に加入された方に交付している平成25年2月28日まで有効期限の「免除証明書」は、そのまま使用することになりますので、ご留意願います。**
- **被保険者がこれまでの免除証明書などを持参された場合など、ご不明な点につきましては、下記、問合せ先にご連絡ください。**

※ 仙台市国民健康保険の免除証明書は次頁「見本」のとおり様式が変わります。ただし、後期高齢者医療制度の免除証明書の様式は変わりません。

問合せ先：健康福祉局保険高齢部

保険年金課 国民健康保険係 TEL 022-214-8171

〃 高齢者医療係 TEL 022-214-8173

別紙「見本」

(仙台市国民健康保険 一部負担金免除証明書)

仙 台 市			
国民健康保険一部負担金免除証明書			
被保険者証	記 号	番 号	
被保険者氏名			
生 年 月 日	年 月 日		
世帯主氏名			
住 所			
特例の内容及び有効期限	一部負担金の免除 (平成: 年 月 日から平成25年3月31日まで)		

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

見本

区長

仙台市 区長

一部負担金免除期間延長のお知らせについて

昨年(2024年)の東日本大震災において被災された皆様におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

平成24年9月30日までとなっていた免除期間は、平成25年3月31日まで延長となりました。

平成24年10月1日以降は、この証明書をお使いください。

以下の注意事項をご確認のうえ、医療機関等の窓口へ提示してください。

注 意 事 項

- 1 保険医療機関等にかかる際は、窓口でこの証明書を被保険者証に添えて提示してください。(高齢受給者証をお持ちの方は、受給者証も併せて提示してください。)  
被保険者証を提示せずに受診した場合は、免除の対象となりません。
- 2 免除の対象となるのは、各医療機関等における一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費にかかる自己負担額です。  
※柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ、治療用器具、入院時食事療養費及び入院時生活療養費にかかる一部負担金の免除については、平成24年2月29日で終了しました。
- 3 この証明書は、仙台市国民健康保険の被保険者のみ有効です。  
転出するとき、または他の保険の被保険者となったとき、後期高齢者医療の被保険者となったときは、この証明書を速やかに返還してください。
- 4 失業等により免除証明を受けている方は、雇用保険を受給している期間は免除の対象となりませんので、この証明書を速やかに返還してください。
- 5 不正にこの証明書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。